



特定自主検査基準の策定について（報告）

第178回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

法改正を踏まえた法令対応（令和8年1月施行・不正防止対策関係）

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理等に関する省令案（諮問）（前回分科会で議論）

令和7年改正法により、特定自主検査を実施する者に、必要な資格を有する代表者や役員等が追加されたこと等を踏まえ、関係省令を整理するもの。

- 労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案（報告）（前回分科会で議論）

令和7年改正法により、技能講習修了証を不正に交付し回収命令に従わない登録教習機関に対し、登録取消しの際に10年を超えない範囲で登録できない期間を指定できることとされたことに伴い、その基準を定めるもの。

- **特定自主検査基準案（報告）（今回の分科会で議論）**

令和7年改正法により、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければいけないこととされたことに伴い、特定自主検査の基準を定めるもの。

特定自主検査基準案の概要

1. 制定の趣旨

- 特定自主検査については、検査が技術的に難しく、機械の不備による労働災害が生じた場合に重大な結果を招くことが予想される機械（※）を対象に、一定の資格を有する者又は検査業者による検査を義務づけるもの。
※ フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが2メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械
- 現行では、検査方法と判定基準を記載した定期自主検査指針を定め、適切かつ有効な実施を図ることとしているが、特定自主検査の対象であるフォークリフトについて、部品の摩耗を調べずに合格とした後に作業中にフォークが折損する等、当該指針に従わずに検査を実施し、事故に至った事例が存在している。
- このため、令和7年改正法により、定期自主検査のうち特定自主検査について、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないこととされたことに伴い、当該基準について、現行の定期自主検査指針を元に、新たに特定自主検査基準を定め、検査の適正な実施を図る必要がある。

2. 基準案の概要

- 遵守義務のない厚生労働大臣公示となっていた現行の5つの定期自主検査指針を、遵守義務のある厚生労働大臣告示に位置付け直すこととし、所要の文言の整理等、必要な修正を加え、特定自主検査の対象機械（※）ごとに特定自主検査基準を定める。
※ フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが2メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械（詳細は次頁）
- 当該基準では、当該機械の構造及び装置等に応じて、検査方法及び判定基準を定める。定める基準の一例（フォークリフト）は次々頁のとおり。

3. 施行期日等

告示日：令和7年10月（予定）
適用期日：令和8年1月1日

4. その他

現在厚生労働大臣が公表している定期自主検査指針のうち、特定自主検査に係る5つの指針を廃止する旨、別途公示する。

特定自主検査基準の対象となる機械

フォークリフト



(カウンターバランス式)

不整地運搬車



(クローラ式)

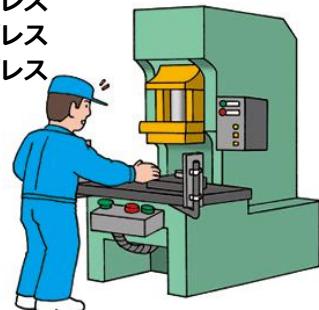
高所作業車



(トラック式)

動力プレス

- 機械プレス
- 液圧プレス
- 安全プレス



車両系建設機械

整地・運搬・積込み用機械

- ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル [クローラ式]
- トラクター・ショベル [ホイール式]
- スクレーパー
- スクレープ・ドーザー
- モーター・グレーダー

ブル・ドーザー



掘削用機械

- パワー・ショベル及びドラグ・ショベル [クローラ式]
- パワー・ショベル及びドラグ・ショベル [ホイール式]
- 機械式クラムシェル [クローラ式、トラック式、ホイール式]
- 油圧式クラムシェル [クローラ式、ホイール式]

ドラグ・ショベル



(クローラ式)

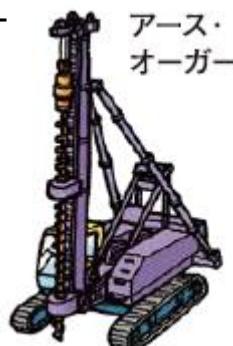


(ホイール式)

基礎工事用機械

- ディーゼルパイルドライバー (くい打機)
- 油圧パイルドライバー (くい打機)
- 硬質地盤油圧式くい圧入機
- 振動パイルドライバー [電動式] (くい打機・くい抜機)
- 振動パイルドライバー [油圧式] (くい打機・くい抜機)
- アース・ドリル [油圧式]
- アース・ドリル [機械式]
- 分離型せん孔機
- アース・オーガー

アース・オーガー



コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



解体用機械

- 油圧ブレーカ
- 空圧ブレーカ
- 鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機
- コンクリートポンプ車

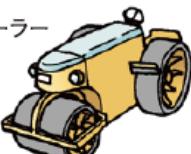
ブレーカ



締固め用機械

- ロードローラー及びタイヤローラー
- 振動ローラー

ロードローラー



フォークリフト特定自主検査基準（案）

構造及び装置

- フォークリフトについて下表に掲げる構造及び装置等に応じて検査方法及び判定基準を定める。

構造及び装置等
ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電動機・制御装置等、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制御装置、荷役装置、油圧装置、安全装置・車体関係、総合テスト

検査方法及び判定基準（抜粋）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
1 ガソリンエンジン （1） 本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
	b 回転の状態	① アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式に適用〕	① 回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		② アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式に適用〕	② 异常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		③ エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛けり、エンジン停止及びノックングの有無を調べる。	③ 引っ掛けりがなく、エンジン停止及びノックングがないこと。
	c 排気の状態	① エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	① 排気色及び排気音が正常であること。
		② 排気管の取付部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。	② ガス漏れがないこと。

(参考) 令和7年改正法(関係部分抜粋)

- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)による
労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)改正部分(令和8年1月1日施行箇所のうち関係部分抜粋)

新	旧
(定期自主検査) <p>第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、<u>当該事業者(事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)</u>で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で<u>当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者</u>(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。</p> <p>3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査(特定自主検査を除く。)の適切かつ有効な実施を図るために必要な自主検査指針を公表するものとする。</p> <p>5 (略)</p>	(定期自主検査) <p>第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るために必要な自主検査指針を公表するものとする。</p> <p>4 (略)</p>

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

附帯決議（機械関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十一 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十五 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。）